

三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 26 日

三朝町長

### 三朝町規則第 5 号

三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 9 年三朝町規則第 17 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(家賃の減免の基準)</p> <p>第 14 条 条例第 18 条の規定による家賃の減免は、次の各号のいずれかに該当する入居者に対して行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入居者、同居者又は扶養親族(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び同項第 34 号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)が、長期にわたり療養を必要とする</p>	<p>(家賃の減免の基準)</p> <p>第 14 条 条例第 18 条の規定による家賃の減免は、次の各号のいずれかに該当する入居者に対して行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入居者、同居者又は扶養親族(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び同項第 34 号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)が、長期にわたり療養を必要とする</p>

<p>疾病にかかった場合で、その療養に要する費用として町長が認定した額を当該療養に要する月数で除した額（以下「療養費用」という。）を収入から控除した額が基準額以下となる者</p> <p>(3) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>疾病にかかった場合で、その療養に要する費用として町長が認定した額を当該療養に要する月数で除した額（以下「療養費用」という。）を収入から控除した額が基準額以下となる者</p> <p>(3) 略</p> <p>2～4 略</p>
---	---

第2条 三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第15号を次のように改める。

町営住宅入居申込書

三朝町長 様

次のおお町営住宅に入居したいので、三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は私若しくは私に係る同条例第6条第1項第1号に規定する親族が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異存ありません。

年 月 日

関係書類
・収入を証明する書類 ・住民票 ・住宅に困窮している証明 ・誓約書 ・納税を証明する書類 ・その他 ( )

入居希望団地	徳本・恋谷・森・天神・三朝		団地
申込者	ふりがな氏名	印	
	現住所	郵便番号	電話番号
	勤務先	名称	電話番号
	所在地		

ふりがな氏名	続柄	生年月日	個人番号	勤務先又は学校名	同居別居の別	年間総収入額	年間総所得金額	控除額					
								同居扶養	老人扶養及び同一生計配偶者が70歳以上の者	特定扶養	障がい者	特別障がい者	寡婦及び寡夫
	本人	・	・	/	同・別	円	円	円	円	円	円	円	円
		・	・		同・別								
		・	・		同・別								
		・	・		同・別								
		・	・		同・別								
		・	・		同・別								
		・	・		同・別								
		・	・		同・別								
		・	・		同・別								
		・	・		同・別								
		・	・		同・別								
		・	・		同・別								

( 所得金額計 円 ) ー ( 控除額計 円 ) ÷ 12 = 収入月額 円

現在住んでいる住宅の状況	住宅に困っている状況を記入してください。
ア 民間住宅、社宅 (賃貸住宅の名称： )	1 他の世帯と同居 (同居世帯 )
イ 両親と同居	2 部屋が狭い (部屋の状況 )
ウ その他 ( )	3 家賃が高い (月額 円 )
	4 結婚後の住居がない (婚姻の予定 年 月 日 )
	5 離婚後の住居がない
	6 立退きの要求を受けている (理由 )
	7 勤務場所が遠隔地 (片道通勤時間 時間 分 )
	8 その他 (理由 )
エ 住宅を必要としている状況 (詳しく記載してください)	

備考

- 1 記入上の注意：二重枠の中のみ記入してください。
- 2 年の中途において、就職又は事業の経営を開始したときは、勤務先又は学校名欄に就職年月日又は事業開始年月日を記入してください。
- 3 関係書類
  - (1) 収入を証明する書類は、入居申込者、同居親族及び別居の扶養親族者全員の書類
  - (2) 住民票は、入居申込者及び同居親族の記載のあるもの
  - (3) 控除額がある場合において、収入を証明する書類又は住民票で証明できないときは、これを証明する書類
  - (4) 納税を証明する書類は、入居申込者及び同居親族の記載のあるもの
  - (5) 引揚者、ハンセン病療養所入所者等、DV被害者にあつては、これを証明する書類
  - (6) その他町長が必要と認める書類
- 4 申込資格及び提出書類の詳細については、「三朝町営住宅入居申込案内」をお読みください。

町営住宅特定入居申込書

三朝町長 様

次のとおり町営住宅に入居したいので、三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は私若しくは私に係る同条例第6条第1項第1号に規定する親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されたりもありません。

年 月 日

入居希望団地	徳本・恋谷・森・天神・三朝			団地
申込者 ふりがな氏名 現住所 勤務先	郵便番号	印		
	電話番号			
	名称	電話番号		
所在地				

関係書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>収入を証明する書類</li> <li>住民票</li> <li>住宅に困窮している証明</li> <li>誓約書</li> <li>納税を証明する書類</li> <li>特定入居理由を証明する書類</li> <li>その他 ( )</li> </ul>

ふりがな氏名	続柄	生年月日 個人番号	勤務先又は学校名	同居別居の別	年間総収入額	年間総所得金額	控除額				
							同居扶養	老人扶養及び同一生計配偶者が70歳以上の者	特定扶養	障がい者	特別障がい者
本人		・		同・別	円	円	円	円	円	円	円
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							

( 所得金額計 円 ) ー ( 控除額計 円 ) ÷ 12 = 収入月額 円



収入申告書

三朝町長 様

三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり収入に関する報告をします。

年 月 日

団地 第 号

入居者 氏名  
電話番号

入居年月日	年 月 日	現在の家賃	円
-------	-------	-------	---

ふりがな 氏名	続柄	生年月日	勤務先又は学 校名	同居別 居の別	年間 総収入額	年間 総所得金 額	控 除 額				
							同居扶 養	老人扶養及 び同一生計 配偶者が70 歳以上の者	特定扶養 者	障がい 者	特別 障がい者
	本人	・		同・別	円	円	円	円	円	円	円
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							
		・		同・別							

( 所得金額計 円 - 控除額計 円 ) ÷ 12 = 収入月額 円

収入超過者に対する家賃	円	収入超過者認定年月日	年 月 日
高額所得者に対する家賃	円	高額所得者認定年月日	年 月 日
摘 要			

## 備考

- 1 この申告書は、毎年度、指定された日までに提出してください。(ただし、本年1月1日から指定された日までに入居・同居者申込みをした者で、前年の所得証明を提出し、かつ、入居申込み後、入居者、同居者及び別居の扶養親族並びに同一生計配偶者の収入に変動のない者については提出の必要はありません。)
- 2 記入上の注意：二重枠の中のみ記入してください。
- 3 年の中途において、就職又は事業の経営を開始したときは、勤務先又は学校名欄に就職年月日又は事業開始年月日を記入してください。
- 4 添付書類
  - (1) 収入を証明する書類は、入居申込者、同居親族及び別居の扶養親族者全員の書類
  - (2) 住民票は、入居申込者及び同居親族の記載のあるもの
  - (3) 控除額がある場合において、収入を証明する書類又は住民票で証明できないときは、これを証明する書類
  - (4) 納税を証明する書類は、入居申込者及び同居親族の記載のあるもの
  - (5) その他町長が必要と認める書類

(三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年三朝町規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(家賃等の減免又は徴収猶予)</p> <p>第9条 条例第13条の規定による家賃等の減免又は徴収の猶予をすることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する入居者に対して行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入居者、同居者又は扶養親族（所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び同項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)が、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった場合で、その療養に要する費用として町長が認定した額を当該療養に要する月数で除した額（以下「療養費用」という。）を所得から控除した額が基準額以下となる者</p> <p>(3) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>(家賃等の減免又は徴収猶予)</p> <p>第9条 条例第13条の規定による家賃等の減免又は徴収の猶予をすることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する入居者に対して行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入居者、同居者又は扶養親族（所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び同項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)が、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった場合で、その療養に要する費用として町長が認定した額を当該療養に要する月数で除した額（以下「療養費用」という。）を所得から控除した額が基準額以下となる者</p> <p>(3) 略</p> <p>2～6 略</p>

第4条 三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

特定公共賃貸住宅入居申込書

三 朝 町 長 様

次のとおり賃貸住宅に入居したいので、三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は私及び私と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異存ありません。

年	月	日	天	神	地
入居希望団地					
ふりがな氏名		印			
		郵便番号		電話番号	
現住所					
勤務先所在地		名称		電話番号	

関係書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入を証明する書類</li> <li>・住民票</li> <li>・誓約書</li> <li>・納税を証明する書類</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>

ふりがな氏名	続柄	生年月日	個人番号	勤務先又は学校名	同居別居の別	年間総収入額	年間総所得金額	控除額				特別障害者	寡婦及び寡夫	
								同居扶養	老人扶養及び同一生計配偶者が70歳以上の者	特定扶養	障がい者			
本人		・	・	/	同・別	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		・	・		同・別									
		・	・		同・別									
		・	・		同・別									
		・	・		同・別									
		・	・		同・別									
		・	・		同・別									
		・	・		同・別									
		・	・		同・別									

( 所得金額計	円	—
( 控除額計	円	) ÷ 12 =
収入月額	円	



附 則

この規則は、公布の日から施行する。